

令和8年度

岩国市簡易水道ほか水道水質検査計画

令和8年3月

岩 国 市 環 境 政 策 課

目 次

1	基本方針	1
2	簡易水道事業の概要	1
3	水質の状況	3
4	水質検査	4
4-1	水質検査の概要	4
4-2	定期の水質検査	4
4-3	水源の原水水質検査	7
4-4	クリプトスポリジウム等に関連した検査	9
4-5	臨時の水質検査	10
5	水質検査の実施方法	10
5-1	水質検査の方法	10
5-2	水質検査の自己／委託の区分	11
5-3	委託の範囲	11
5-4	委託した検査の実施状況の確認方法	11
6	水質検査の精度管理と信頼性の保証	11
6-1	水質検査の精度管理	11
6-2	信頼性の保証	11
7	水道水質検査計画及び水質検査結果の公表	12
8	水質検査結果の評価に関する事項	12
9	水道水質検査計画の見直し	12
10	関係者との連携	12

1 基本方針

岩国市では国の施策や方向性を踏まえ、①常時水道水の品質を保証するための水質検査、②災害時・水質事故時にも安定的な給水を行うための水質検査、③水道水質検査に関する精度及び信頼性保証等の内容を記載した「水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令 45 号）」第 15 条第 6 項に規定されている水質検査計画を策定し、それに基づいた水質検査を実施します。この水質検査計画は年度ごとに策定するとともに、検査結果を市民の皆様公表することで、安定的に安心・快適な水道水を供給していくこととします。

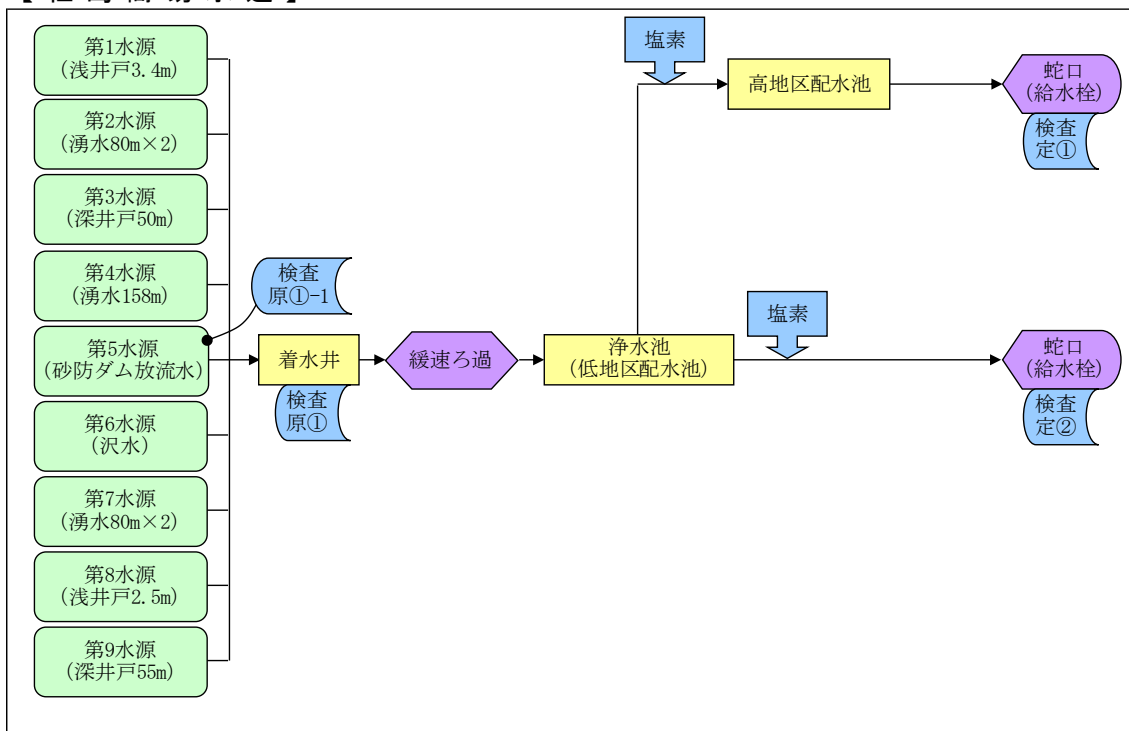
2 簡易水道事業の概要

岩国市環境政策課では、柱島簡易水道を管理しており、住民の皆様へ水道水を供給しています。水道施設の概要は表 1 に示すとおりです。また、給水系統については図 1 に示すとおりです。

表 1 水道施設の概要

水道施設名	水源の名称（種別）	主な浄水方法	給水域	計画給水人口（人）	計画日最大給水量（m ³ /日）
柱島簡易水道	第 1 水源（浅井戸:3.4m） 第 2 水源（湧水:80m×2） 第 3 水源（深井戸:50m） 第 4 水源（湧水:158m） 第 5 水源（砂防ダム放流水） 第 6 水源（沢水） 第 7 水源（湧水:80m×2） 第 8 水源（浅井戸:2.5m） 第 9 水源（深井戸:55m）	緩速ろ過 塩素消毒	柱島	900	166

【柱島簡易水道】



※「原」は原水水質検査の地点、「定」は定期の水質検査の地点を示す。

図1 給水系統図

3 水質の状況

柱島簡易水道には複数の水源があり、これらの水源から蛇口（給水栓）に至るまでの水質を適正に管理することで、住民の皆様に安全な水道水を供給しています。

柱島簡易水道では、水道水質を管理する上で水源や水道施設の特性を踏まえ、以下の事項について留意しています。

- [1] 過去3年間（令和5～令和7年度）の検査結果で水質基準値の5分の1を超過していたことから、次の水質検査項目に留意しています。
 - ・フッ素及びその化合物
 - ・蒸発残留物
 - ・色度
- [2] 有機汚濁に関連した項目であり、過去3年間（令和5～令和7年度）の検査結果で水質基準値の5分の1を超過していたことから、次の水質検査項目に留意しています。
 - ・有機物（全有機炭素（TOC）の量）
 - ・消毒副生成物（総トリハロメタン等）
- [3] 過去に基準値を超過して検出されたことから、次の水質検査項目に留意しています。
 - ・マンガン及びその化合物

4 水質検査

4-1 水質検査の概要

水質検査の内容については「水道法（昭和 32 年法律第 177 号）」（以下「法」という）、
「水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）」（以下「規則」という）及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）」（以下「留意事項」という）で示されています。各水道施設においてこれらの法律に基づいて以下に示す水質検査を実施します。

- [1] 定期の水質検査（R8 から PFOS 及び PFOA 追加）
- [2] 水源の原水水質検査
- [3] クリプトスポリジウム等に関連した検査
- [4] 臨時の水質検査

4-2 定期の水質検査

4-2-1 検査の概要

定期の水質検査は「法」で義務づけられた検査であり、毎日検査と水質基準項目検査に分けられます。

4-2-2 検査地点

検査地点は、「規則」及び「留意事項」で給水栓を原則とし水道施設の構造等を考慮して、水質基準に適合するかを判断できる場所を選定することとされています。柱島簡易水道の検査地点の概要は表 2 に示すとおりです。

表 2 定期の水質検査地点

水道施設名	水質検査地点		場所	備考
	番号	名称		
柱島簡易水道	定①	柱島上	柱島高地区給水栓	
	定②	柱島下	柱島低地区出張所	

※「定」は定期の水質検査の地点を示す。

4-2-3 検査項目及び検査回数

[1] 毎日検査

「規則」に基づき「色」、「濁り」及び「消毒の効果（遊離残留塩素濃度）」についての確認を1日1回以上実施します。

[2] 水質基準項目検査

検査項目及び検査回数は、「規則」に基づき表3に示すとおりとしました。

なお、表3の欄外に定期の水質検査の検査回数の設定理由を示しています。

また、令和7年6月30日に「水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令第20号）」が公布され、令和8年4月1日から施行されます。

これにより、「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）」が水質基準項目に追加されます。

表3 水質基準項目検査の検査項目及び検査回数

(検査回数/年)

番号	検査地点	検査項目	柱島簡易水道		水質基準値
			定①	定②	
			柱島上 給水栓	柱島下 給水栓	
1	一般細菌	12	12	100以下	
2	大腸菌	12	12	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	—	1	0.003以下	
4	水銀及びその化合物	—	1	0.0005以下	
5	セレン及びその化合物	—	1	0.01以下	
6	鉛及びその化合物	12	12	0.01以下	
7	ヒ素及びその化合物	—	1	0.01以下	
8	六価クロム化合物	—	1	0.02以下	
9	亜硝酸態窒素	—	1	0.04以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	0.01以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	1	10以下	
12	フッ素及びその化合物	—	4	0.8以下	
13	ホウ素及びその化合物	—	1	1以下	
14	四塩化炭素	—	1	0.002以下	
15	1,4-ジオキサン	—	1	0.05以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	1	0.04以下	
17	ジクロロメタン	—	1	0.02以下	
18	テトラクロロエチレン	—	1	0.01以下	
19	トリクロロエチレン	—	1	0.01以下	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	1	0.00005以下	
21	ベンゼン	—	1	0.01以下	
22	塩素酸	4	4	0.6以下	
23	クロロ酢酸	4	4	0.02以下	
24	クロロホルム	4	4	0.06以下	
25	ジクロロ酢酸	4	4	0.03以下	
26	ジブロモクロロメタン	4	4	0.1以下	
27	臭素酸	4	4	0.01以下	
28	総トリハロメタン	4	4	0.1以下	
29	トリクロロ酢酸	4	4	0.03以下	
30	ブロモジクロロメタン	4	4	0.03以下	
31	ブロモホルム	4	4	0.09以下	
32	ホルムアルデヒド	4	4	0.08以下	
33	亜鉛及びその化合物	—	1	1以下	
34	アルミニウム及びその化合物	—	1	0.2以下	
35	鉄及びその化合物	—	1	0.3以下	
36	銅及びその化合物	—	1	1以下	
37	ナトリウム及びその化合物	—	1	200以下	
38	マンガン及びその化合物	—	12	0.05以下	
39	塩化物イオン	12	12	200以下	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	1	300以下	
41	蒸発残留物	—	4	500以下	
42	陰イオン界面活性剤	—	1	0.2以下	
43	ジェオスミン	6	1	0.00001以下	
44	2-メチルイソボルネオール	6	1	0.00001以下	
45	非イオン界面活性剤	—	1	0.02以下	
46	フェノール類	—	1	0.005以下	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	3以下	
48	pH値	12	12	5.8~8.6	
49	味	12	12	異常でないこと	
50	臭気	12	12	異常でないこと	
51	色度	12	12	5以下	
52	濁度	12	12	2以下	

定期の水質検査の検査回数の設定理由は次のとおりです。

- 1ヶ月に1回以上検査を行うこととされる項目です。これらの項目は1ヶ月に1回検査します。
- 3ヶ月に1回以上検査を行うこととされる項目です。これらの項目は3ヶ月に1回検査します。
- 鉛管を使用している区域があることから、安全に配慮し1ヶ月に1回検査します。
- かび臭物質に関連した項目です。水源においてこれらを産出する藻類が発生するおそれのある6月から11月の間、1ヶ月に1回検査します。
- マンガン及びその化合物が検出されたことから、安全に配慮し1ヶ月に1回検査します。
- 過去3年間の検査結果において水質基準値の5分の1を超えたことのある項目です。これらの項目は3ヶ月に1回検査します。
- 過去3年間の検査結果において水質基準値の5分の1を超えたことのない項目です(10分の1を超えたことのない項目も含む)。これらの項目は1年に1回検査します。

4-3 水源の原水水質検査

4-3-1 検査の概要

水源における原水水質検査（以下「原水検査」という。）は、「法」で義務づけられた検査ではありません。しかしながら安全な水を供給するためには、原水水質を把握し、その原水水質に見合った浄水処理を行うことが重要であることから、厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年健水発第 1010001 号）」（以下「課長通知」という。）においては実施することを求められている検査です。

4-3-2 検査地点

検査地点は、柱島簡易水道の水源（着水井及び水源）とします。

これらの検査地点の概要は、表 4 に示すとおりです。

表 4 原水検査地点の概要

水道施設名	検査地点		水源の種別
	番号	名称	
柱島簡易水道	原①	柱島着水井	混合水（浅井戸、深井戸、湧水、砂防ダム放流水、沢水）
	原①-1	柱島第 5 水源	砂防ダム放流水

※「原」は原水検査の地点を示す。

4-3-3 検査項目及び検査回数

検査項目及び検査回数は、表 5 に示すとおりです。

表5 原水検査の検査項目及び検査回数

(検査回数/年)

番 号	検査項目	検査地点	柱 島 簡 易 水 道	
			原① [柱島着水井]	原①-1 [柱島第5水源]
1	一般細菌		12	12
2	大腸菌		12	12
3	カドミウム及びその化合物		1	1
4	水銀及びその化合物		1	1
5	セレン及びその化合物		1	1
6	鉛及びその化合物		1	1
7	ヒ素及びその化合物		1	1
8	六価クロム化合物		1	1
9	亜硝酸態窒素		1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1	1
12	フッ素及びその化合物		1	1
13	ホウ素及びその化合物		1	1
14	四塩化炭素		1	1
15	1,4-ジオキサン		1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		1	1
17	ジクロロメタン		1	1
18	テトラクロロエチレン		1	1
19	トリクロロエチレン		1	1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)		1	1
21	ベンゼン		1	1
22	塩素酸		-	-
23	クロロ酢酸		-	-
24	クロロホルム		-	-
25	ジクロロ酢酸		-	-
26	ジブロモジクロロメタン		-	-
27	臭素酸		-	-
28	総トリハロメタン		-	-
29	トリクロロ酢酸		-	-
30	ブロモジクロロメタン		-	-
31	ブロモホルム		-	-
32	ホルムアルデヒド		-	-
33	亜鉛及びその化合物		1	1
34	アルミニウム及びその化合物		1	1
35	鉄及びその化合物		1	1
36	銅及びその化合物		1	1
37	ナトリウム及びその化合物		1	1
38	マンガン及びその化合物		1	1
39	塩化物イオン		12	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1	1
41	蒸発残留物		1	1
42	陰イオン界面活性剤		1	1
43	ジェオスミン		1	1
44	2-メチルイソボルネオール		1	1
45	非イオン界面活性剤		1	1
46	フェノール類		1	1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		12	12
48	pH値		12	12
49	味		-	-
50	臭気		12	12
51	色度		12	12
52	濁度		12	12

水質基準
項目

4-4 クリプトスポリジウム等に関連した検査

4-4-1 検査の概要

クリプトスポリジウム等に関連した検査は、クリプトスポリジウム等が水道水を介した集団感染を引き起こすおそれのある病原生物であることから、厚生労働省健康局課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（平成 19 年健水発 0330005）」で実施が求められている検査です。

岩国市環境政策課では、これに基づきクリプトスポリジウム等に関連した検査を実施します。

4-4-2 検査地点

検査地点は、原水検査と同様に柱島簡易水道の水源（着水井）とします。

4-4-3 検査項目及び検査回数

検査項目及び検査回数は、表 6 に示すとおりです。

表 6 クリプトスポリジウム等に関連した検査の検査項目及び検査回数

(検査回数/年)

番号	検査項目	検査地点	
		柱島簡易水道	原① [柱島着水井]
ク①	クリプトスポリジウム等	クリプトスポリジウム	1
		ジアリジウム	1
ク②	指標菌	大腸菌 (<i>E. coli</i>)	1
		嫌気性芽胞菌	1

4-5 臨時の水質検査

臨時の水質検査とは、以下に示すような状況に陥り、水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に行う検査です。

- [1] 水源の水質が著しく悪化したとき
- [2] 水源に異常があったとき
- [3] 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- [4] 浄水処理の過程で異常があったとき
- [5] 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- [6] その他特に必要があると認められるとき

5 水質検査の実施方法

5-1 水質検査の方法

毎日検査項目のうち「色」及び「濁り」については目視により検査します。また、「遊離残留塩素」については「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚労省告示第 318 号）」に準じて検査します。

水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚労省告示第 261 号）」に従い検査します。

「クリプトスポリジウム等及び指標菌」は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330005 号通知の別添）」に従い検査します。

さらに臨時の水質検査等において、上記以外の項目を検査する場合には、「課長通知」または「上水試験方法（日本水道協会）」等に従います。

5-2 水質検査の自己／委託の区分

水質検査は、自己又は外部委託により実施します。その区分は以下のとおりです。なお、委託機関は水道法第 20 条第 3 項に定める検査機関とします。

[1] 毎日検査

自己検査

[2] その他の検査（毎日検査以外の検査）

外部委託（学校法人香川学園宇部環境技術センター）

5-3 委託の範囲

外部委託する検査の検査項目及び検査回数は表 3、5、6 に示すとおりです。

なお、検査に用いる試料の採取は岩国市環境政策課が行います。試料の運搬は原則として外部委託する検査機関が自ら行うこととし、試料をクーラーボックス等にて氷冷し破損防止の措置を施して速やかに外部委託機関の検査室まで運搬することとします。

5-4 委託した検査の実施状況の確認方法

外部委託する検査の実施状況については、必要に応じて水質検査の結果の根拠となる書類（検量線のクロマトグラム等）により確認します。

6 水質検査の精度管理と信頼性の保証

6-1 水質検査の精度管理

水質基準項目の報告下限値は、原則として水質基準値の 10 分の 1 を確保します。報告下限値における変動係数は無機物では 10% 以下、有機物では 20% 以下とします。

また、水質基準項目以外の検査項目についても水質基準項目と同様の精度を確保します。

6-2 信頼性の保証

毎日検査以外の水質検査は、以下の事項により客観的な信頼性の確保を図っている検査機関に外部委託することとしています。

- [1] 「信頼性確保文書」等により適正かつ迅速な検査結果の提供を実施できること、並びに検査結果の信頼性を確保していること。
- [2] 環境省や山口県が主催する精度管理に参加していること。

7 水道水質検査計画及び水質検査結果の公表

水道水質検査計画は、年度ごとに作成し、岩国市ホームページ内にて公表します。また、お客様のご意見や水質検査結果等を検討した上で、毎年度見直していきます。

定期の水質検査結果は、毎月ホームページ内に掲載します。

8 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果が水質基準値を超えた場合には直ちに原因究明を行い、安全な水道水を供給するために、「課長通知」に基づき必要な対策を講じることにしています。

9 水道水質検査計画の見直し

水道水質検査計画は、過去 3 年間の水質検査結果及び国又は県からの助言及び指導をもとに必要に応じてそのつど見直して作成します。

10 関係者との連携

岩国市環境政策課では、水道水の安全性を確保していくため、市内外の関係部局及び水質検査機関と密に連携し、住民の皆様に安心・快適な水道水を安定的に供給するよう努めます。